

議案第40号

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：税務課】

令和7年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、この法律による改正内容等のうち令和8年1月1日以後に施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）個人町民税

① 特定親族特別控除の創設

【第20条、28条、29条の2、29条の3の改正規定】

地方税法の改正に合わせて、特定親族特別控除額を追加するとともに、給与所得者及び公的年金等受給者の関係書類について所要の改正をします。

＜施行期日等＞ 令和8年1月1日（令和8年度から適用）

（2）町たばこ税

① 加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例の新設

【付則第16条の2の2の追加規定】

加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例として、それぞれ次により換算した紙巻たばこの本数とします。

ア 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこについては、当該加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻きたばこの1本に換算

イ ア以外の加熱式たばこについては、当該加熱式たばこの重量の0.2gをもって紙巻きたばこの1本に換算

＜施行期日＞ 激変緩和の観点から2段階で実施

令和8年4月1日～：改正前の換算本数×0.5＋改正後の換算本数×0.5

令和8年10月1日～：改正後の換算本数×1.0

（3）総則関係

① 公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に

伴う改正【第6条の改正規定】

公示事項をインターネットを用いる方法により不特定多数の者が閲覧できるようにするとともに、公示事項が記載された書面を町の掲示場に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機により閲覧できるようにします。

＜施行期日＞ 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則
第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（4）その他法令の改正による条文整理等所要の改正